

# 医療法人の事業報告書等の活用について

# 1. 医療法人の事業報告書等の活用について

- 医療法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等(以下「事業報告書等」という。)を作成し、毎会計年度終了後3ヶ月以内に都道府県知事に届け出ることになっている。  
また、都道府県知事は、事業報告書等について請求があった場合には、過去3年分について閲覧に供することになっている。(医療法第51条及び第52条)
- 事業報告書等は、法人単位の損益データを記載しており、また、損益データには事業収益、事業費用、事業利益等の主要な項目のみを記載している。
- そのため、現在の医療経済実態調査で集計している病院、診療所単位の詳細な損益は把握できない。
- したがって、事業報告書等で医療経済実態調査を代替することは困難。

## 2. 事業報告書等による医療経済実態調査の補完

- 事業報告書等は、
  - ・ 医療法人全体の損益を把握できる
  - ・ 都道府県に提出されているため、収集できれば抽出率を高めることができる
  - ・ 時系列での比較ができる

ということから、医療経済実態調査を補完するものとして、事業報告書等を活用することが考えられるか。

【参考】 第17回(平成21年)調査に際し、決算書によって記載項目等が異なるため、決算書で調査票を代替することは困難、また、総務省から、調査票の記入内容に虚偽の報告がないかを確認することを理由に、決算書の提出を強制することはできないとの見解が示された旨の議論が行われた。

### 3. 活用の問題点

- 事業報告書等では、
  - ・ 病院、診療所単位のデータは把握できない
  - ・ 法人全体の中には介護老人保健施設等のデータ、保険診療を行っていない医療機関のデータも含まれる
  - ・ 医療法人以外の法人及び個人のデータは把握できない(別途把握する必要がある)といった問題がある。
  - ※ 病院、診療所1施設のみ医療法人のデータは把握可能。また、介護老人保健施設等を有する医療法人のデータを区分集計することは可能。
- また、事業報告書等の調査結果を診療報酬改定等にどのように活用するかという課題がある。
- 事業報告書等の収集やデータ集計等に一定の作業や経費を要することも踏まえ、事業報告書等の活用についてどのように考えるか。